

発議第 33 号

認知症との共生社会の実現を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 戸辺 滋

賛成者

流山市議会議員 桑畑 伴子

// 岡 明彦

// 野村 誠

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

1 認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差し

た希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。

2 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。

3 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取り組みを、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

5 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

7 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	松本	剛明	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様

千葉県流山市議会

発議第 34 号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 桑畑 伴子

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

岡 明彦

// 戸辺 滋

// 野村 誠

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成１８年に山形大学を中心に関連８学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成２８年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用Ｊ００７－２の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、Ｘ線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約１０％は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬におい

て、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
文部科学大臣	盛山	正仁	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様
国土交通大臣	斉藤	鉄夫	様

千葉県流山市議会

発議第 35 号

最低賃金のさらなる引き上げを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 あきら

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 植田 和子

// おだぎり たかし

最低賃金のさらなる引き上げを求める意見書

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要な根源的なものである。また、最低賃金制度は、賃金のセーフティネットといえる。しかし、「日本では平均賃金が30年増えていない」などの報道や市民的要望を受け、本市議会では、令和3年第4回定例会において「最低賃金の引き上げに関する意見書について」を全会一致で採択し、政府等へ送付してきた。

これら様々な取り組みの成果として、令和5年度の地域別最低賃金（時給）改定では、現行の961円から1,004円に引き上げられる結果となった。ただし時給1,004円では、月150時間フルタイム並みに働いても年収は180万円程度しかなく、厚生労働省が示すワーキングプアの水準（年収192万円未満）にも届かない金額といえる。

よって政府に対し、労働者の生活水準の底上げのため、最低賃金はさらに引き上げるとともに、全国的な水準とすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年12月20日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	松本	剛明	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様
内閣官房長官	林	芳正	様

千葉県流山市議会

発議第 36 号

現行保険証の存続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// おだぎり たかし

現行保険証の存続を求める意見書

健康保険証と一体化したマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で保険資格を確認する利用率が、６カ月連続で減少したことが厚生労働省の直近の調査で分かった。利用がピークだった４月の６．３％から、１０月は４．４９％にまで落ち込んでいる。

そもそも医療機関や薬局には、保険資格をオンラインで確認するシステムの導入が義務付けられているにもかかわらず、１０月、現行の紙の保険証の利用件数は１億６５５４万件だった。いっぽうマイナ保険証の利用件数は７７９万件にすぎず、国民的な理解は深まっていない。

よって政府に対し、マイナ保険証を無理に一本化することなく、紙の現行保険証も存続し、各医療機関等で使用できよう制度設計を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２３年１２月２０日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	松本	剛明	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様
内閣官房長官	林	芳正	様

千葉県流山市議会

発議第 37 号

肺炎球菌ワクチン接種への公費助成の継続を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

肺炎球菌ワクチン接種への公費助成の継続を求める意見書

肺炎はわが国の死亡原因の第５位となっており、日常的に生じる成人の肺炎のうち１／４～１／３は肺炎球菌が原因と考えられている。肺炎球菌とは、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことから、予防接種が推奨されてきた。

２０２３年度は、２０１４年度に定期接種化された高齢者向け肺炎球菌ワクチンの経過措置の最終年に当たる。法で定められた接種対象年齢は６５歳のみだが、それ以上の年齢でも７０歳、７５歳など、５歳毎の年齢に対して一部公費助成での接種が勧められてきた。接種率は低迷しているものの、インフルエンザ流行時には肺炎球菌性肺炎が増える臨床現場の体験から、昨年９月には関連２３学会が連名で厚生労働省に要望書を提出し、公費助成の継続を求めている。

そこで、高リスク者に対する肺炎球菌ワクチン接種への公費助成については、次年度以降も継続するよう政府に求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２３年１２月２０日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様
内閣官房長官	林	芳正	様

千葉県流山市議会

発議第 38 号

事業系ごみの出し方の見直しについて、周知徹底を強く求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

事業系ごみの出し方の見直しについて、周知徹底を強く求める決議

流山市廃棄物対策審議会は、今年９月１５日、「事業系ごみの出し方の見直し」について答申を出した。その答申では、（１）市内の事業者には、見直しを行う前後で変更された点を分かりやすく示し、事業が円滑に対応できるよう周知を行うこと。（２）事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理の推進にあたっては、継続的な啓発を実施するとともに、今般作成した「事業系廃棄物処理ガイドブック」について、今後、法改正等があった場合に適宜見直しを行うなど、その効果が最大限に発揮できるよう努めること。としている。

しかし、１１月２１日時点において、店舗、会社等市内事業者約４千社に対し、説明会参加事業者数は４０社程度しかなく、説明会に参加した事業者をはじめ、廃棄物の収集運搬を専門的に扱う事業者などからも、十分な周知が図られたとは言えない状況である。

また今回、見直しの対象には任意団体である地域自治会をはじめ、ＮＰＯ、ボランティアなど広範な団体の様々な活動が含まれており、変更する場合に必要な各種手続きを含め変更点をより丁寧に周知し、十分な理解を深めることが欠かせない。

よって当市議会は、以下のことを求める。

記

- １ 事業系ごみの出し方の見直しについて、周知徹底を強く求める。
- ２ 市役所等、公共の施設や市が参画する各種催しから模範を示すこと。

以上、決議する。

２０２３年１２月２０日

千葉県流山市議会

発議第 39 号

ガザ地区への大規模軍事攻撃に抗議し、人道的立場にたった即時
停戦を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規
定により提出します。

令和5年12月20日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

ガザ地区への大規模軍事攻撃に抗議し、人道的立場にたった即時停戦を求める決議

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は、「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。

しかも攻撃対象は、患者をのせた救急車の車列、病院、学校と広がり、多数の子どもたちを含む罪のない民間のパレスチナの人々を無差別に殺し傷つけ、ジェノサイドに等しい行為は、いかなる理由があろうとも正当化できない。

そこで当市議会は、10月26日の国連緊急特別総会で採択された決議「民間人の保護と法的・人道的義務の遵守」を支持すると同時に、ガザ地区の深刻な人道的危機を回避するために即時停戦を強く求める。

以上、決議する。

2023年12月20日

千葉県流山市議会